



2026 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ ク コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 C F O 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

会 社 名 Kamgras 1 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役
ロバート・パトリック・ライアン

**Kamgras 1 株式会社による株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

Kamgras 1 株式会社は、本日、同社が 2026 年 5 月 13 日より開始した株式会社カカクコムの株券等に対する公開買付けについて、別添の「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は Kamgras 1 株式会社（公開買付者）が株式会社カカクコム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 9 月 10 日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 Kamgras 1 株式会社

代表者名 代表取締役 ロバート・パトリック・ライアン

株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Kamgras 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社カカコム（証券コード：2371、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年5月13日より開始しております。

今般、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を3,571円から3,680円に変更することを決定し、2026年9月10日、公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付、2026年7月2日付、2026年7月7日付、2026年7月17日付、2026年7月31日付、2026年8月13日付及び2026年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月10日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年9月29日まで延長し、合計95営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、2026年5月12日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年7月2日付及び2026年7月7日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」並びに2026年7月17日付、2026年7月31日付、2026年8月13日付及び2026年8月27日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

（訂正前）

<前略>

その後、公開買付者は、7月29日付本提案者プレスリリース及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、7月29日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付け価格を3,450円から3,570円に変更することを決定し、2026年8月13日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年8月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月27日まで延長し、合計75営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付け価格の変更及び公開買付け期間の延長を併せて「本8月13日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、本7月29日付提案における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,640円は実現不可能な価格であると理解しており、本8月13日付条件変更後の本公開買付け価格である3,570円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付け価格である3,520円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本8月13日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

その後、公開買付者は、8月21日付本提案者プレスリリース（以下に定義します。）公表以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付け価格を3,570円から3,571円に変更することを決定し、2026年8月27日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年9月10日まで延長し、合計85営業日とすることを決定いたしました。

なお、本提案者は、BCPE Blitz Cayman, L.P. の名義で、2026 年 8 月 21 日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」（以下「8 月 21 日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しており、それを踏まえて対象者は、同日付で「BCPE Blitz Cayman, L.P. による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」において、本提案者より、2026 年 8 月 19 日付で、同日時点では、本公開買付けの期間中（2026 年 8 月 27 日まで）には公開買付価格の引き上げを提案する予定はない旨の連絡を受領した旨を公表しております。8 月 21 日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者が対象者の主要株主である Oasis Management Company Ltd. 並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（以下総称して「Oasis」といいます。）との間で 2026 年 7 月 1 日付で締結している、本提案者による対象者株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）が開始された場合に Oasis が所有する対象者株式のうち 38,200,548 株を公開買付け（本提案者）に応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「応募契約（Oasis）」といいます。）において、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を 1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasis より本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して 5 営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末日の 2 営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の 2 営業日目の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasis は応募義務を負わず、応募契約（Oasis）は終了する旨が規定されていたとのことですが、本 8 月 13 日付条件変更後、本提案者が応募契約（Oasis）に基づく 5 営業日以内の価格変更期間（2026 年 8 月 20 日満了）中に公開買付価格の変更を申し入れなかったことから、応募契約（Oasis）は 2026 年 8 月 20 日の経過をもって終了しているとのことです。本コンソーシアムとしては Oasis に対する本公開買付けへの応募要請を含め、協議を行っておりますが、現時点で決定している事実はありません。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式 1 株当たり 2,903 円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

その後、公開買付者は、7 月 29 日付本提案者プレスリリース及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、7 月 29 日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,450 円から 3,570 円に変更することを決定し、2026 年 8 月 13 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 8 月 13 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月 27 日まで延長し、合計 75 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 8 月 13 日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、本 7 月 29 日付提案における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする 3,640 円は実現不可能な価格であると理解しており、本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,570 円は本 7 月 29 日付提案における実現可能な公開買付価格である 3,520 円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本 7 月 29 日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本 8 月 13 日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えておりました。

その後、公開買付者は、8 月 21 日付本提案者プレスリリース（以下に定義します。）公表以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を 3,570 円から 3,571 円に変更することを決定し、2026 年 8 月 27 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 8 月 27

日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年9月10日まで延長し、合計85営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本8月27日付条件変更」といいます。）。

なお、本提案者は、BCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で、2026年8月21日付で「株式会社カクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」（以下「8月21日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しており、それを踏まえて対象者は、同日付で「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」において、本提案者より、2026年8月19日付で、同日時点では、本公開買付けの期間中（2026年8月27日まで）には公開買付価格の引き上げを提案する予定はない旨の連絡を受領した旨を公表しております。8月21日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者が対象者の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（以下総称して「Oasis」といいます。）との間で2026年7月1日付で締結している、本提案者による対象者株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）が開始された場合にOasisが所有する対象者株式のうち38,200,548株を公開買付け（本提案者）に応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「応募契約（Oasis）」といいます。）において、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasisより本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasisは応募義務を負わず、応募契約（Oasis）は終了する旨が規定されていたとのことですが、本8月13日付条件変更後、本提案者が応募契約（Oasis）に基づく5営業日以内の価格変更期間（2026年8月20日満了）中に公開買付価格の変更を申し入れなかったことから、応募契約（Oasis）は2026年8月20日の経過をもって終了しているとのことです。

その後、公開買付者は、本8月27日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、加えて、Oasisが2026年8月18日付で、公開買付価格が3,640円を下回る公開買付けを支持しない旨を公表していることも踏まえ、本公開買付けの成立可能性を高める観点から、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,571円から3,680円に変更することを決定し、2026年9月10日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月10日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年9月29日まで延長し、合計95営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本9月10日付条件変更」といいます。）。

なお、公開買付者としては、本提案者による本7月29日付提案における、KDDIとの公開買付不応募契約（以下「本提案者不応募契約（KDDI）」といいます。）締結を前提とする3,640円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者はKDDIとの間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格（2026年9月10日時点では3,754円）で、対象者株式の全てを対象とし、対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となります。）、本8月27日付条件変更後の本公開買付価格である3,571円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることから、対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な条件での売却機会であると考えておりますが、Oasisが2026年8月18日付で、公開買付価格が3,640円を下回る公開買付けを支持しない旨を公表していることを勘案し、Oasisとの協議を進めるべく、本9月10日付条件変更を決定しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasisとの間で本公開買付けへの応募に関する協議を継続しております。現時点で応募合意にはいたっておりませんが、本9月10日付条件変更後の本公開買付価格である3,680円は、Oasisが2026年8月18日付で支持しないと公表した公開買付けの基準となる公開買付価格である3,640円以上であることから、公開買付者としては、Oasisによる本公開買付けへの応募が実現する可能性は相応に高まったものと考えており、引き続きOasisによる本公開買付けへの応募の実現に向けて協議を行っていく予定です。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益

金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり 2,992 円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

<後略>

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

2026年5月13日(水曜日)から2026年9月10日(木曜日)(85営業日)

(訂正後)

2026年5月13日(水曜日)から2026年9月29日(火曜日)(95営業日)

(4) 買付け等の価格

(訂正前)

① 普通株式1株につき、金3,571円

② 新株予約権

- (i) 第8回新株予約権につき、金1円
- (ii) 第10回新株予約権につき、金1円
- (iii) 第11回新株予約権につき、金1円
- (iv) 第13回新株予約権につき、金1円
- (v) 第14回新株予約権につき、金1円
- (vi) 第15回新株予約権につき、金1円
- (vii) 第16回新株予約権につき、金1円
- (viii) 第17回新株予約権につき、金1円
- (ix) 第18回新株予約権につき、金1円
- (x) 第19回新株予約権につき、金1円
- (xi) 第20回新株予約権につき、金1円

(訂正後)

① 普通株式1株につき、金3,680円

② 新株予約権

- (i) 第8回新株予約権につき、金1円
- (ii) 第10回新株予約権につき、金1円
- (iii) 第11回新株予約権につき、金1円
- (iv) 第13回新株予約権につき、金1円
- (v) 第14回新株予約権につき、金1円
- (vi) 第15回新株予約権につき、金1円
- (vii) 第16回新株予約権につき、金1円
- (viii) 第17回新株予約権につき、金1円
- (ix) 第18回新株予約権につき、金1円
- (x) 第19回新株予約権につき、金1円
- (xi) 第20回新株予約権につき、金1円

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026年9月17日(木曜日)

(訂正後)

2026 年 10 月 6 日 (火曜日)

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係り得る契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及び KDDI 株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。